# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

伊勢市長

### 公表日

令和5年12月4日

[平成30年5月 様式3]

# 項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(	別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを	た取り扱う事務
() 事務の名称	
②事務の名称	住民基本台帳に関する事務 伊勢市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、伊勢市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同で構築している。 伊勢市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯主変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑥住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ③個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ①個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号カードの交付 ①個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下、「個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下、「個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下、「個人番号カード命う」という。)
	められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファ
	イルを使用する。
③対象人数	<選択肢> [ 10万人以上30万人未満 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム
システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除する機能 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳がら該当する住民に関する情報を照会する機能 5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能 6. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じ連携する機能 7. 法務省への通知作成機能 外国人住民票の記載に応じて、市町村通知の作成を行う機能。 8. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じ、戸籍システムへの附票情報等を連携する機能 9. 宛名システムへの連携 住民票の記載等に応じて、宛名システムへの必要な事項を連携する機能
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]庁内連携システム [ ]既存住民基本台帳システム [ ] 別務システム [ ]税務システム [ ]その他 ( )

システム2~5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に 市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の周出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の周出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)。 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報アィルルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイルとび発出でいる都道府県知事が不り、ときなに認するため、都道府県知事が不り、ときなに認するため、都道府県知事が不り、ときなに認するため、都道府県知事が不り、ときなに認するため、都道府県知事があるに発しずることを確認するため、都道府県サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県知事が都道府県・サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報で提供する。 7. 送付先情報の知知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号カード管理システムとの情報連携という。等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携機構が設置・管理する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )

システム3		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	に利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供機能 情報提供本ットワークシステムを介して、情報が 供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合DB及び住個人情報(連携対象)、符号取得のための情報・5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があり、情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持フェデータ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム 供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティを管理する機能 セキュリティを管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に 連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能	個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会 照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提 基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定 等について連携するための機能。 あった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ・管理する機能。 ム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 宛名システム等 [ ] その他 (	<ul><li>[ ] 庁内連携システム</li><li>[ ] 既存住民基本台帳システム</li><li>[ ] 税務システム</li><li>)</li></ul>
システム4		
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー	
②システムの機能	団体内統合利用番号と既存業務システムの第 サーバーとの間で特定個人情報の連携を行う。	2名番号とのひも付けを行い、既存業務システムと中間
③他のシステムとの接続	<ul><li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li><li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>[ O ]宛名システム等</li><li>[ O ]その他 (中間サーバー、介護保険</li></ul>	[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 税務システム
システム5		
①システムの名称	宛名管理システム	
②システムの機能	住民、住登外者、共有者、事業所などの宛名情 住登外者などの宛名情報を登録、更新する。	報を管理する。
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ O ]宛名システム等 [ O ]その他 (国民健康保険、国民年金、	[ ]庁内連携システム [ 〇] 既存住民基本台帳システム [ 〇] 税務システム 、介護保険、後期高齢者医療など各業務システム)
システム6~10		
システム11~15		
システム16~20		

#### 3. 特定個人情報ファイル名

- 1. 住民基本台帳ファイル
- 2. 本人確認情報ファイル
- 3. 送付先情報ファイル

法令上の根拠

①実施の有無

#### 4. 個人番号の利用 ※

- 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)
- ・第7条(指定及び通知)
- ・第16条(本人確認の措置)
- ・第17条(個人番号カードの交付等)
- 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)
- ・第5条(住民基本台帳の備付け)
- 第6条(住民基本台帳の作成)
- 第0条(住民墨本日帳の)F/A - 第7条(住民票の記載事項)
- ・第8条(住民票の記載等)
- ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)
- ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
- ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
- •第22条(転入届)
- ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
- 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
- ·第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

#### 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

- <選択肢>
- 1) 実施する 2) 実施しない
- 3) 未定
- ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二

(別表第二における情報提供の根拠)

]

実施する

第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠)

なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

②法令上の根拠

番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

(情報提供の根拠)

第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の5、45条、47条、48条、49条、49条の2、53条、54条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3

(情報照会の根拠)

なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

#### 6. 評価実施機関における担当部署

<mark>①部署 </mark>環境生活部戸籍住民課

②所属長の役職名 戸籍住民課長

7. 他の評価実施機関

### Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

#### 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル ] 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ②対象となる本人の数 「 10万人以上100万人未満 ] 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指 ③対象となる本人の範囲 ※ ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)さ れた者(以下「消除者」という。)を含む 法令に基づき住民基本台帳を作成し必要に応じて住民票に記載、消除又は修正すべきとされているた その必要性 め。 <選択肢> 1)10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 [ 50項目以上100項目未満 ] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 識別情報 [O]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) 連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ O ] 連絡先(電話番号等) [ 〇 ] その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目 ※ ] 国税関係情報 [ ]地方税関係情報 [〇]健康・医療関係情報 [〇]児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ 〇 ] 医療保険関係情報 ] 生活保護・社会福祉関係情報 [〇]介護・高齢者福祉関係情報 ]雇用•労働関係情報 [〇]年金関係情報 [〇]学校·教育関係情報 ] 災害関係情報 ) ] その他 ( その妥当性 住基法第7条(住民票の記載事項)にて住民票に記載すべきものとなっている。 全ての記録項目 別添1を参照。 ⑤保有開始日 平成27年8月3日 環境生活部戸籍住民課、各総合支所生活福祉課(二見・小俣・御薗)、各支所(神社・大湊・浜郷・宮本・ ⑥事務担当部署

豊浜・北浜・城田・四郷・沼木)

3. 特定	個人情	報の入手・	使用
			[〇]本人又は本人の代理人
①入手元 ※			[ ]評価実施機関内の他部署 (
			[〇]行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構)
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村)
			[ ]民間事業者 ( )
			[ ]その他 ( )
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方法			[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム
			[  ]情報提供ネットワークシステム
			[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③使用目的 ※ 使用部署			住基法に基づき住民基本台帳への記載を行う。
		使用部署	環境生活部戸籍住民課、各総合支所生活福祉課(二見・小俣・御薗)、各支所(神社・大湊・浜郷・宮本・豊浜・北浜・城田・四郷・沼木)
④使用の	主体	使用者数	<選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
⑤使用方法			・住民基本台帳へ記載することで、本人からの希望及び使用目的に応じて住民票の写しに記載する。 ・機構、県、及び他市町村間での通知に使用する。 ・個人番号の管理を行う。
情報の突合		)突合	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カードまたはその他の本人確認書類と住民基本台帳情報ファイルを、個人番号、住民票コード、基本4情報をもとに突合を行う。 ・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突合を行う。
⑥使用開	始日		平成27年10月5日

4. 特	<b>F定個人情報ファイルの</b>	
委託(	の有無 <mark>※</mark>	[       委託する       ]       <選択肢>         (       2) 委託しない         (       2) 件
委託	事項1	窓口業務委託
①委	託内容	住民異動届・戸籍届等の受付・入力業務、各種証明書の交付申請受付・発行業務等
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委	託先名	株式会社 ニチイ学館
④再委託の有無 ※		<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項2~5	
委託	事項2	既存住基システム保守業務委託
①委託内容		既存住基システムの保守業務
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委	託先名	株式会社 松阪電子計算センター
重	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項6~10	
委託	事項11~15	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 56 ) 件 [ <b>O</b> ] 移転を行っている ( 27 ) 件
DEIX 19+407 H M	[ ] 行っていない
提供先1	別紙1に掲げる者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2
②提供先における用途	別紙1に掲げる事務
③提供する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
9 使供力法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

移転先1	別紙2に掲げる者
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1
②移転先における用途	別紙2に掲げる事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民票関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	[〇]庁内連携システム [ ]専用線
<b>⑥移転方法</b>	[ 〇 ] 電子メール [ 〇 ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
0 核粒力法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	住民基本台帳ファイルの更新の都度
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・	肖去
保管場所 ※	〈本市が契約するクラウドサービス利用における措置〉・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。・データセンターとは専用線にて接続。・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

### Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

全ての記録項目

5保有開始日 6 事務担当部署 別添1を参照。 平成27年8月3日

環境生活部戸籍住民課

#### 1. 特定個人情報ファイル名 2. 本人確認情報ファイル 2. 基本情報 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル ] 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 ②対象となる本人の数 「 10万人以上100万人未満 ] 4) 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指 ③対象となる本人の範囲 ※ ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)さ れた者(以下「消除者」という。)を含む 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル) において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に その必要性 更新・管理・提供する必要があるため。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 4記録される項目 10項目以上50項目未滿 ] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 識別情報 [〇]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号) •連絡先等情報 [O]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [ 〇 ] その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目 ※ ] 国税関係情報 [ ]地方税関係情報 [ ]健康•医療関係情報 ] 医療保険関係情報 ]児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 ]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 ] 雇用·労働関係情報 [ ] 年金関係情報 ] 学校•教育関係情報 〕災害関係情報 ] その他 ( ) ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個 その妥当性 人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。

3. 特定	個人情	<b>報の入手・</b> 化	使用	
			[ ]本人又は本人の代理人	
			[ ]評価実施機関内の他部署 ( )	
①入手元 ※			[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )	
			[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )	
			[ ]民間事業者 ( )	
			[ 〇 ] その他 ( 自部署 )	
			[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ	ļ
②入手方	-:±		[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム	
<b>②</b> 八十刀	江本		[ ]情報提供ネットワークシステム	
			[O]その他 (既存住基システム)	
③使用目的 ※			住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイルにおいて区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確 更新・管理・提供する。	
使用部署		使用部署	環境生活部戸籍住民課、各総合支所生活福祉課(二見・小俣・御薗)	
④使用の主体 使用者数		使用者数	<選択肢>	
⑤使用方法			・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを素し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認行う(個人番号カード→市町村CS)。・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び検保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)	更新検を 機構
	情報の	D突合	<ul> <li>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> </ul>	
⑥使用開始日			平成27年10月5日	

4. 特	<b>定個人情報ファイルの</b>	の取扱いの委託
委託(	の有無 ※	(選択肢>   (選択肢>   1) 委託する 2) 委託しない
		( 1)件
委託	事項1	住民基本台帳ネットワークシステム保守業務委託
①委詰	七内容	住民基本台帳ネットワークシステムの保守業務
②委言	<b>そ先における取扱者数</b>	<選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
③委i	<b></b>	株式会社 松阪電子計算センター
玉	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項2~5	
委託	事項6~10	
委託	事項11~15	
委託	事項16~20	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
H.W. 14 = 0 + m	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 2 )件 [ ] 移転を行っている ( )件
提供・移転の有無	[ ] 行っていない
提供先1	三重県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>少徒快力法</b>	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期·頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時
提供先2~5	
提供先2	三重県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
	EEGAN A CENERAL BOOKERS OF STREET
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
②提供先における用途 ③提供する情報	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合する
	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合する ことを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる 本人の  ⑤提供する情報の対象となる 本人の 範囲	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合する ことを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる 本人の  ⑤提供する情報の対象となる 本人の 範囲	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。  [ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ 〇 ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる 本人の  ⑤提供する情報の対象となる 本人の 範囲	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 5) 1,000万人以上 [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ 〇 ] 電子メール [ 〇 ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲  ⑥提供方法	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合する ことを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 [ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ 〇 ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ 〇 ]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム )
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲  ⑥提供方法  ⑦時期・頻度	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合する ことを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 [ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ 〇 ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ 〇 ]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム )

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・	肖去
保管場所 ※	<本市が契約するクラウドサービス利用における措置> ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。 ・データセンターとは専用線にて接続。 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が立たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。
7. 備考	
_	

### Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報フ	アイルギ	Ä
3. 送付先情報ファイル	,	
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		<選択肢>
②対象となる本人の数	ţ	<選択肢>
③対象となる本人の範	題 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性		番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード命令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。機構は、個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目		<選択肢> (選択肢> 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 [ 50項目以上100項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
主な記録項	目 ※	・識別情報  [〇]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ ]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報  [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ]連絡先(電話番号等)  [〇]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ ]国税関係情報 [ ]地方税関係情報 [ ]健康・医療関係情報 [ ]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 [ ]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]雇用・労働関係情報 [ ]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [ ]学校・教育関係情報
その妥当性		・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録	項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		環境生活部戸籍住民課

3. 糇	定個人情	青報の入手・	使用					
			[ ]本人又は本人の代理人					
			[ ] 評価実施機関内の他部署 ( )					
①入手元 ※			[ ] 行政機関・独立行政法人等 ( )					
			[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )					
			[ ]民間事業者 ( )					
			[ 〇 ] その他 ( 自部署 )					
			[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ					
@ 1 -	r <b>-</b> - \+		[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム					
∠\ <b>⊼</b> =	手方法		[ ]情報提供ネットワークシステム					
			[ 〇 ] その他 ( 既存住基システム )					
③使月	用目的 ※		個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に 基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、 個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。					
		使用部署	環境生活部戸籍住民課、各総合支所生活福祉課(二見・小俣・御薗)					
4使月	用の主体	使用者数	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>					
⑤使用方法			・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに限し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。					
	情報(	の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。					
6使月	用開始日		平成27年10月5日					
4. 特	定個人情	青報ファイル(	の取扱いの委託					
委託の	の有無 ※		[       委託する       ]       <選択肢>         1) 委託する       2) 委託しない         (       1 ) 件					
委託	事項1		住民基本台帳ネットワークシステム保守業務委託					
①委詰	托内容		住民基本台帳ネットワークシステムの保守業務					
②委請	も たたおけ	る取扱者数	〈選択肢〉 <ul> <li>(選択肢〉</li> <li>1)10人未満</li> <li>2)10人以上50人未満</li> <li>3)50人以上100人未満</li> <li>4)100人以上500人未満</li> <li>5)500人以上1,000人未満</li> <li>6)1,000人以上</li> </ul>					
③委託先名			株式会社 松阪電子計算センター					
④再委託の有無 ※		その有無 ※	<選択肢> 「 再委託しない					
再委託	⑤再委託	の許諾方法						
⑥再委託事項								
委託	事項2~5	i						
委託	事項6~1	0						
委託	事項11~	15						
委託事項16~20								

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無	[O]提供を行っている ( 1)件 []移転を行っている ( )件						
提供·物料の有無	[ ] 行っていない						
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)						
①法令上の根拠	個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)						
②提供先における用途	個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に 基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。						
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上						
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。						
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線						
<b>○</b> +□ #+ <b>:</b> +	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
⑥提供方法 	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙						
	[ <b>O</b> ] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)						
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。						
提供先2~5	提供先2~5						
提供先6~10							
提供先11~15							
提供先16~20							
移転先1							
①法令上の根拠							
②移転先における用途							
③移転する情報							
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲							
	[  ]庁内連携システム       [  ]専用線						
6 移転方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
<b>创榜料</b> 为法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙						
	[ ]その他 ( )						
⑦時期·頻度							
移転先2~5							
移転先6~10							
移転先11~15							
移転先16~20							

#### 6. 特定個人情報の保管・消去

く本市が契約するクラウドサービス利用における措置>
・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。
・データセンターとは専用線にて接続。
・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。
・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。
・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。
・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。

を維持できるよう担保している。

#### 7. 備考

保管場所 ※

#### (別添1)特定個人情報ファイル記録項目

#### (1)住民基本台帳ファイル

#### ①住民票記載項目

1. 住民票コード、2. 氏名 フリガナ、3. 氏名、4. 通称氏名、5. 併記氏名、6. カタカナ併記名、7. 性別、8. 生年月日、9. 住民となった異動が発生した日、10. 外国人が住民となった異動が発生した日、11. 住所、12. 住所を定めた異動事由、13. 住所を定めた異動を受理した日、14. 住所を定めた異動が発生した日、15. 世帯主の氏名、16. 世帯主の併記氏名、17. 続柄、18. 前住所、19. 転出予定先住所、20. 転出先住所、21. 転出届を受理した日、22. 転出を予定する日、23. 転出者の転入通知が通知された日、24. 転出者が転入先に転入した日、25. 住民票から消除された異動事由、26. 住民票から消除された異動を受理した日、27. 住民票から消除された異動が発生した日、28. 戸籍筆頭者の氏名、29. 本籍、30. 在留カードの番号、31. 国籍、32. 法第30条45の表の下欄に掲げる事項、33. 在留資格、34. 在留期間、35. 在留期間の満了の日、36. 住民票が改製された日、37. 行政区、38. 小学校区、39. 中学校区、40. 住民票の備考欄に備考文を記載した日、41. 住民票の備考欄に記載する備考文、42. 国民健康保険資格有無情報、43. 国民健康保険退職資格有無情報、44. 国民年金記号番号、45. 国民年金種別情報、46. 児童手当資格有無情報、47. 介護保険資格有無情報、48. 後期高齢資格有無情報、49. 後期高齢の被保険者番号、50. 後期高齢の資格を取得した日、51. 後期高齢の資格を喪失した日、52. 通称氏名を住民票に記載した日、53. 通称氏名を住民票に記載した市区町村、54. 住民票への記載履歴がある通称氏名、55. 通称氏名を住民票から削除した日、56. 通称氏名を住民票から削除した市区町村、57. 個人番号、58. 旧氏漢字、59. 旧氏 ふりがな

#### ②システム制御用項目

1. 登録日時、2. 更新日時、3. 更新コンピュータ名、4. 更新ユーザID

#### ③その他記録項目

1. 住民区分、2. 異動事由、3. 異動を受理した日、4. 異動が発生した日、5. 住民となった異動事由、6. 住民となった異動を受理した日、7. 外国人が住民となった異動を受理した日、8. 通称氏名 フリガナ、9. 併記氏名 フリガナ、10. 世帯主の氏名 フリガナ、11. 世帯主の併記氏名 フリガナ、12. 変更前の通称氏名 フリガナ、13. 変更前の通称氏名、14. 変更前の併記氏名 フリガナ、15. 変更前の併記氏名 フリガナ、15. 変更前の併記氏名、16. 変更前の氏名 フリガナ、17. 変更前の氏名、18. 前住所の世帯主氏名、19. 転入前住所、20. 転入前住所の世帯主氏名、21. 転居前住所、22. 転居前住所の世帯主氏名、23. 転出予定先住所の世帯主氏名、24. 転出先住所の世帯主氏名、25. 投票区、26. 転居前の行政区、27. 転居前の小学校区、28. 転居前の中学校区、29. 転居前の投票区、30. 住民票への記載履歴がある通称氏名 フリガナ、31. ローマ字 氏名、32. ローマ字 旧氏

#### (2)本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37.旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番

#### (3)送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62.旧氏、漢字、63. 旧氏、外字数、64. 旧氏、ふりがな、65. 旧氏、外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

1. 住民基本台帳ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・届出窓口において届出内容や本人確認書類の確認を厳格に行うことで、対象者以外の情報の入手の 防止に努める。

・届出書をシステムへ入力後、入力者以外の者が異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。

・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。

十分である

<選択肢>

リスクへの対策は十分か

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

#### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容

番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、 仕組みとして担保する。

十分である

2) 十分である

リスクへの対策は十分か

<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている ]

リスク2・ 権限のない者(元職員 アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

リハノ	ラスノと、 惟阪のない名 (九城貞、アノビス惟阪のない城貞寺)によって十五に関用されるラスノ						
ューサ	<b>デ認証の管理</b>	[ 行っている ] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない					
	具体的な管理方法	・システムを利用する必要があるユーザーを、職員、委託先等ごとに、所管課長が特定している。 ・個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を自実施している。 ・利用可能な機能や、参照可能な情報は、ユーザーIDごとアクセス制限をグループ分けして設定している。 ・退職や人事異動でアクセス権限の必要がなくなった操作者に対してはアクセス権限を失効させている。 ・システムのアクセスログ管理機能により、いつ、誰が、どの情報にアクセスしたか記録している。					
その他	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	<選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている					

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

4. 特	. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない						
リスク	: 委託先における不正な	な使用等のリスク					
	型約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている	2) 定め	ていない			
	規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に 【窓口業務委託】 個人情報の保護に関する条例等の遵守、責任体制の整備、管理 教育の実施、守秘義務、再委託の禁止、個人情報の管理、提供で 三者への提供の禁止、個人情報の返還又は廃棄、定期報告及し の対応、契約解除、損害賠償 【既存住基システム保守業務委託】 ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、 よう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。 ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して、 又は不当な目的に利用してはならないことの他、個人情報の保護 護に関する法律においては罰則の適用があることを周知するもの ・従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための あった場合はその都度)行わなければならない。 ・業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的 成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わない ・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止 に必要な措置を講じなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のためならない。 ・業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくな し、又は消去しなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくな し、又は消去しなければならない。 ・事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、定める らない。 ・事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やが どうものとする。 ・業務の遂行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、第	国責任者等の 居責任者等人情報の 所報の 所報の 所報の 所報の 所報の 所述の のの ではなり のの ではなり ではなり ではなり でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	の目的外利用及び第 を登書することのない みだりに他に知らせ、 可及び個人情報の保 に従事者等に変更が はに、業務の目的を達 服の適正な管理のため 第三者に提供しては 実かつ速やかに廃棄 は認を受けなければな 告し、委託者の指示に			
	任先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	く選択肢> [ 再委託していない ] 3)十分に行っていない	oている 2) 十分 v 4) 再委	に行っている 託していない			
	具体的な方法						
その他	也の措置の内容	AND IN ALL					
リスク	スクへの対策は十分か						
特定個	3人情報ファイルの取扱し	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
・現時	現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。						

5. 特定個人情報の提供・移転	伝 (委託や情報提供ネットワー	-クシステム	▲を通じた提供を除く。)	[ ]提供・移転しない			
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個人情報の提供・移転 に関するルール	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	番号法第19条(特定個人情報	最の提供の <del>1</del>	制限)の各規定に基づき厳格な	<b>運用を行う。</b>			
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
特定個人情報の提供・移転(含する措置	€託や情報提供ネットワークシ	ステムを通	じた提供を除く。)におけるその	D他のリスク及びそのリスクに対			
・現時点で認識できない課題に	- ∵ついては定期的な見直しが必	要。					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ] 接続しない(入手)	) [ ]接続しない(提供)			
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク2: 不正な提供が行われ	しるリスク						
リスクに対する措置の内容	ネットワークシステムから入手ストに基づき情報連携が認め②情報提供機能により、情報システムから情報提供許可記情報を自動で生成して送付す③機微情報については自動がを行う際に、送信内容を改めれるリスクに対応している。④中間サーバーの職員認証・を実施した職員、時刻、操作ドンライン連携を抑止する仕組	情報提供オテレスを提供することでは、 を提供することでは、 をでは、 をでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ネットワークシステムにおける照 一バーにも格納して、情報提供 で個人情報の提供の要求である ワークシステムに情報提供を行 会者へたどり着くための経路情 特定個人情報が不正に提供さいように自動応答不可フラク 提供を行うことで、センシティブ 機能では、ログイン時の職員認 が実施されるため、不適切な打いる。 用した特定個人情報の提供の	テう際には、情報提供ネットワーク 報を受領し、照会内容に対応した			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)理題が残されている	2) 十分である			

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、 不適切な接続端末の操作や、 不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対 応している。
- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合 行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。
- ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事故 周知	女発生時手順の策定・	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
機関に	は3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	
	その内容						
	再発防止策の内容						
その他	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個	■人情報の保管・消去に	おける	その他のリスク及びそのリ	スクに対	付する措置		
・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。 ・届出書は鍵付きの書庫に保管している。							
・日本[ ・データ ・データ ・サール	・届出書は鍵付きの書庫に保管している。 <本市が契約するクラウドサービス利用における措置> ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。 ・データセンターとは専用線にて接続。 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。						

8. 監査

 実施の有無
 [O]自己点検
 [O]内部監査

### 9. 従業者に対する教育・啓発

 従業者に対する教育・啓発
 「 十分に行っている ] 
 (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な方法

- ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。
- ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。
- ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。

#### 10. その他のリスク対策

・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

#### 2. 本人確認情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

(対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容)

本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の 際に、届出の窓口において届出内容や本人確認書類(写真付の官公庁発行の証明書等)の確認を厳格 に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。

リスクに対する措置の内容

(必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容)

・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村C Sにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システ ム上で担保する。

・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を 行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日 の組み合わせ)の指定を必須とする。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

]

・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

[

#### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

(宛名システム等における措置)

市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。

リスクに対する措置の内容

(事務で使用するその他のシステムにおける措置)

|庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基シ ステムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限した サーバー室にある。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理		[ 行っている ]		<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を	行う。		
その他	也の措置の内容				
リスクへの対策は十分か		[ 十分である	]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

1

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置におく。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。
- ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

4 84	ヒウター・株ポラーノル	Λ Wata Li	のまざ			「一1チデ」かり、	
	<b>宇定個人情報ファイルの</b>					[ ] 委託しない	
リスク	: 委託先における不正	な使用等	のリスク				
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	規定の内容	<ul><li>すべてでうこと</li><li>受託者目的は措置を</li><li>業務の</li></ul>	のシステム環境(本番野。 ・(退職者等を含む)は、 外に使用してはならない 受託者にて講ずること	環境・保守 本委託 い。また、! .。 係法令を	業務において知り得た情 第三者に開示又は漏洩 順守し、業務及び業務	計に明記している。 いて、セキュリティ対策は万全の対策を 情報(周知の情報を除く)を本委託業務としてはならない。さらに、そのために必 処理上知り得た事項を第三者に漏らし	っ の 必要
	氏先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[	再委託していない	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行 3)十分に行っていな	テっている 2)十分に行っている にい 4)再委託していない	
	具体的な方法						
その作	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい	へる 2) 十分である いる	
特定值	固人情報ファイルの取扱	いの委託	におけるその他のリス	ク及びそ			
・現時	点で認識できない課題に	こついては	定期的な見直しが必要	Ę .			
5. 特	定個人情報の提供・移転	妘(委託·	や情報提供ネットワーク	ラシステム	ムを通じた提供を除く。)	[ ]提供・移転しなし	١.
リスク	:不正な提供・移転が行	行われる!	リスク				
	固人情報の提供・移転 「るルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	手先への・番号法 的に誰!	の情報提供はなされない 及び住基法の規定に基	いことがう 基づき認る	ンステム上担保される。 められる特定個人情報の	恩証を実施しているため、認証できない の提供・移転について、本業務では具 ュアルを整備し、マニュアル通りに特定	体
その作	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい		
4+ /	田 1 桂却の担供 玖= /=	T = 11 .lt :	tu-u-u-u-u-u-u-u-u-u-u-u-u-u-u-u-u-u-u-	- , + 13		<b>はてての他のロフカ及びてのロフカに</b>	

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置

システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。

また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。

・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置

相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされない ことがシステム上担保される。

6. 情	報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ O ] 接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)		
リスク	1: 目的外の入手が行	われるリスク					
リスクロ	こ対する措置の内容						
リスク・	への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク	2: 不正な提供が行われ	るリスク					
リスクロ	こ対する措置の内容						
リスク・	への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
情報提	供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及	びその!	リスクに対する措置			
	定個人情報の保管・氵						
リスク	特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損リスク		✓ Y22 LD D+ N			
①事故 周知	ス発生時手順の策定・	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている		
機関に	3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[ 発生なし ]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		
	その内容						
	再発防止策の内容						
その他	の措置の内容						
リスク・	への対策は十分か	[ 十分である	]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定個	人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそのリス	スクに対	 する措置			
•届出書	・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。 ・届出書は鍵付きの書庫に保管している。						

- |<本市が契約するクラウドサービス利用における措置> ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。
- データセンターとは専用線にて接続。
- ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。
- ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。
- ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。
- ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

8. 監	8. 監査						
実施0	の有無	[ <b>〇</b> ] 自己点検	[	] 内部監査	[ ]外部監査		
9. 従	<b>業者に対する教育・</b> 啓	8発					
従業者	者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を 3)十分に行	> を入れて行っている 2) 十分に行っている 行っていない		
	具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。					
10.	10. その他のリスク対策						
	・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。						

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

3. 送付先情報ファイル

2. 特定個人情報の人手(情報提供イットソークシステムを通しに人手を除く。)					
リスク: 目的外の入手が行わ	れるリスク				
リスクに対する措置の内容	(対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容) 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出の窓口において届出内容や本人確認書類(写真付の官公庁発行の証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 (必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容) ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である   <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

#### 3. 特定個人情報の使用

(宛名システム等における措置) 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 (事務で使用するその他のシステムにおける措置) 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基シ ステムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフト

リスクに対する措置の内容 ウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限した サーバー室にある。 <選択肢> 1) 特に力を入れている [ ] 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課<u>題が残されている</u> リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 [ 行っている ] 1) 行っている 2) 行っていない 具体的な管理方法 生体認証による操作者認証を行う。 その他の措置の内容 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている Γ 十分である 1 リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

4. 特	<b>定個人情報ファイルの</b>	の取扱し	<b>いの委託</b>			[ ]	委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク							
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定め <sup>-</sup>	ていない
		特定個。	人情報を含む全ての	データに対し	て以下のことを契約書	に明記している。	
	規定の内容	行うこと ・受託者 目的以外 な措置で ・業務の	。 が(退職者等を含む)は 外に使用してはならな を受託者にて講ずるこ	t、本委託業 い。また、第 こと。 関係法令を	・環境・開発環境)においる。 一緒ではいて知り得た情 「第三者に開示又は漏洩し 順守し、業務及び業務処	報(周知の情報を してはならない。さ	余く)を本委託業務の らに、そのために必要
	・ 毛先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[	再委託していない	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていない		こ行っている 託していない
	具体的な方法						
その作	也の措置の内容						
リスクへの対策は十分か			十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい。 3)課題が残されてい	る 2) 十分 <sup>-</sup> る	である
特定值	固人情報ファイルの取扱	いの委託	Eにおけるその他のリ	スク及びその	のリスクに対する措置		
	・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。						
5. 特	定個人情報の提供・移転	坛(委託	や情報提供ネットワー	-クシステム	.を通じた提供を除く。)	[ ]	提供・移転しない
リスク	リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク						
	国人情報の提供・移転 るルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定め <sup>-</sup>	ていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報提供はなされないことがシステム上担保される。					
その作	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい。 3)課題が残されてい	る 2) 十分 <sup>.</sup> る	である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置

相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

#### ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置

システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。

#### ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置

相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供 はなされないことがシステム上担保される。

6. 情報提供ネットワーク	システムとの接続	[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)					
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である					
リスク2: 不正な提供が行われ	リスク2: 不正な提供が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である					
情報提供ネットワークシステム	ムとの接続に伴うその他のリスク及び・	そのリスクに対する措置						
7. 特定個人情報の保管・	消去							
リスク: 特定個人情報の漏え	えい・滅失・毀損リスク	- 133 I G FL >						
①事故発生時手順の策定・ 周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている					
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	・ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし					
その内容								
再発防止策の内容								
その他の措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である					
特定個人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそのリスク							
・ ・ 特定個人情報が古い情報の主主保管され続けるリスクへの措置								

・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。

・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置

システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。

8. 監査						
実施の有無		[ 〇 ] 自己点検	[	] 内部監査	[	] 外部監査
9. 彼	<b>美者に対する教育・</b> 唇	<b>外</b> 発				
従業者	者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]			いる 2) 十分に行っている
・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。						象となりうる。
10. その他のリスク対策						
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。						

# Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521			
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。			
③法令による特別の手続				
④個人情報ファイル簿への不 記載等				
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
①連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 環境生活部戸籍住民課 電話:0596-21-5553			
②対応方法	対応について記録を残す。対応策や再発防止策について協議を行う。			

# V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年7月31日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

# (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要(住民基本台帳ファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年7月頃	平成27年8月3日	事前	事後で足りるものの任意に事 前提出
	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成27年6月1日	平成27年10月5日	事前	事後で足りるものの任意に事 前提出
平成28年8月24日	<ul><li>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル)</li><li>2. 基本情報</li><li>⑤保有開始日</li></ul>	平成27年6月予定	平成27年8月3日	事前	事後で足りるものの任意に事 前提出
平成28年8月24日	II 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成27年6月1日	平成27年10月5日	事前	事後で足りるものの任意に事 前提出
平成28年8月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要(送付先情報ファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月5日	事前	事後で足りるものの任意に事 前提出
平成28年8月24日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 規定の内容	知らせ、又は不当な目的に利用してはならない ことの他、個人情報の保護に関し必要な事項及 び伊勢市個人情報保護条例第32条から第37	・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことの他、個人情報の保護に関し必要な事項及び伊勢市個人情報保護条例第56条から第62条までの規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。	事後	

平成29年10月3日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)  ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、15、16、20、22、23、24、25、27、28、31、32、33、37、38、39、41、43、45、47、48、50、51、53、55、56、57、58、59条	(別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報 提供ネットワークシステムによる情報照会は行	事後	法令等の改正による
平成29年10月3日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	戸籍住民課 古布 武	戸籍住民課 西川 貴也	事後	所属長の変更による
平成29年10月3日	II 特定個人情報ファイルの 概要(住民基本台帳ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 ③委託先名	アール・オー・エス中部株式会社	株式会社エイジェック 名古屋オフィス	事後	委託先の社名変更による

平成29年10月3日	II 特定個人情報ファイルの 概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 別紙2	項16 総務部課税課、総務部収税課	項16 総務部課税課、総務部収納推進課	事後	課名変更による
平成30年9月7日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	②所属長 戸籍住民課 西川 貴也	②所属長の役職名 戸籍住民課長	事後	
	II 特定個人情報ファイルの 概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 55件	提供を行っている 56件	事後	法令等の改正による
平成30年9月7日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 別紙1		項74 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む) 項85の2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に 関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住 宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市 町村長 項119 都道府県知事	事後	法令等の改正による
平成30年9月7日	II 特定個人情報ファイルの 概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 別紙1	項117 厚生労働大臣 項120 都道府県知事		事後	法令等の改正による
平成30年9月7日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 別紙2	項8 健康福祉部高齢・障がい福祉課、健康福祉部こども課項12、34、41、46、47、84 健康福祉部高齢・障がい福祉課	項8 健康福祉部障がい福祉課、健康福祉部こども課項12、34、46、47、84 健康福祉部障がい福祉課項41 健康福祉部高齢者支援課	事後	課名変更による
令和1年6月18日	II 特定個人情報ファイルの 概要(本人情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 ③委託先名	株式会社 システム・エージ	株式会社 松阪電子計算センター	事後	委託先変更による

令和1年6月18日	II 特定個人情報ファイルの 概要(送付先情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 ③委託先名	株式会社 システム・エージ	株式会社 松阪電子計算センター	事後	委託先変更による
令和1年6月18日	概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移	の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入	項8 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの項31 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	事後	根拠法令の修正
令和1年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 別紙2	十四号 による 休護の 決定及び 美施、 机ガ目立 給付金の支給、 保護に要する費用の返還又は 徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 現27 学校保健安全法による 医療に要する費	項15 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの項27 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の修正
令和1年6月18日	2. 特定個人情報の人手(情報提供ネットワークシステムを通じた 3 また除く )		・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。	事後	根拠法令の修正
令和1年6月18日	Ⅲ リスク対策(送付先情報 ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。	事後	根拠法令の修正

令和1年6月18日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和3年6月16日	1 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省	事後	
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ②システムの機能	番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付	番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)	事後	

令和3年6月16日	I 基本情報 5 情報提供ないトワークシステ	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)(別表第二における情報照会の根拠)なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報提供の根拠)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の2、45、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59の2、59の3条(情報照会の根拠)なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠)なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報と異本名の根拠)第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、20条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、33条、39条、43条の4、44条の2、45条、47条、48条、49条、49条の2、53条、54条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3(情報照会の根拠)なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	
令和3年6月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号 カード若しくは通知カードとその他本人確認書 類で突合を行う。	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カードまたはその他の本人確認書類と住民基本台帳情報ファイルを、個人番号、住民票コード、基本4情報をもとに突合を行う。	事後	

令和3年6月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 2. 基本情報	①通知カード(引き換えに係る部分を除く。) ②通知カード及び個人番号カード省令第35条 (通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	①個人番号通知書 ②個人番号及び個人番号カード省令第35条 (個人番号通知書、個人番号カード関連事務の 委任)	事後	根拠法令の修正
令和3年6月16日	II 特定個人情報ファイルの 概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用	①通知カード ②通知カード及び個人番号カード省令第35条 (通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	①個人番号通知書 ②個人番号及び個人番号カード省令第35条 (個人番号通知書、個人番号カード関連事務の 委任)	事後	根拠法令の修正
令和3年6月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	①通知カード ②通知カード及び個人番号カード省令第35条 (通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	①個人番号通知書 ②個人番号及び個人番号カード省令第35条 (個人番号通知書、個人番号カード関連事務の 委任)	事後	根拠法令の修正
	Ⅲ リスク対策 1 特定個人情報ファイル名 1. 住民基本台帳ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	③特に慎重な対応が求められる情報	③機微情報	事後	
	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年1月7日	令和2年7月31日	事後	

令和3年8月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携※ ②法令上の根拠	ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠)なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供の水が、12条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、20条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、33条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の2、45条、47条、48条、49条、49条の2、53条、54条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2の3、59条の2の3、59条の3、(情報照会の根拠)なし(住民基本台帳に関する事務において情報	制限) 及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠)なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ホットワークシステムによる情報照会は行わない) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠)第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、20条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の3、45条、47条、48条、49条、49条の2、53条、54条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、(情報照会の根拠)	事後	根拠法令の修正
令和3年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 1.特定個人情報ファイル名 1.住民基本台帳ファイル 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 ③委託先名		株式会社 ニチイ学館		

令和3年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	根拠法令の修正
令和3年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任す	されている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人 番号通知書及び個人番号カードに関し機構が	事後	根拠法令の修正
令和3年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名3. 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	住り、基づき個人番号週知書及び交刊申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付生に係る情報を記録する必要がある	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令 に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送 付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第23条の2 (個人番号通知書及び個人番号カードに関し機 構が処理する事務)に基づき個人番号通知書 及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号 カードの発行を機構が行うために、個人番号 カードの券面記載事項のほか、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知 書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録 する必要がある。	事後	根拠法令の修正
令和3年8月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ③使用目的	書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく 委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書 の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行 う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	根拠法令の修正

令和3年8月31日	<ul><li>I 特定個人情報ファイルの概要</li><li>1. 特定個人情報ファイル名</li><li>3. 送付先情報ファイル</li><li>3. 特定個人情報の入手・使用</li><li>⑤使用方法</li></ul>	請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する	の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基シス	事後	根拠法令の修正
令和3年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名3. 送付先情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	根拠法令の修正
令和3年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名3. 送付先情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	番号通知書、個人番号カード関連事務の委任) に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	根拠法令の修正
令和3年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ④記録される項目」と同上	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事後	
令和3年8月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム システム2 ②システムの機能	4. 本人催認情報検系 :統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認を表する。	4. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された住民票コード、 個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年 月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索 を行い、検索条件に該当する本人確認情報の 一覧を画面上に表示する。	事後	

	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) (略)	めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (略)		番号整備法(平成25年法律第 28号)施行に伴う変更
令和3年8月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 1. 特定個人情報ファイル名 2. 本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑤使用方法	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	現行の仕様に合わせた変更
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (別添1)特定個人情報ファイ ル記録項目	6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、	6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予	事後	住民基本台帳法施行令等の 一部を改正する政令(平成31 年4月17日政令第152号)が 公布されたため。

令和3年8月31 E	II 特定個人情報ファイルの 概要 (別添1)特定個人情報ファイ ル記録項目 (3)送付先情報ファイル	送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先任所 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字 項目長、11. 市町村名、12. 市町村名 項目長、11. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外名 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所、45. 市町村住所、45. 市町村住所、45. 市町村住所、47. 位別場所の出てのででは場所の出てのででは場所の出てのいてのいてのいてのいてのいてのいてのいてのいてのいてのいてのいてのいてのいて	付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、1 0. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、1 4. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、1 6. 市町村住所、15. 市町村住所 外字 項目長、17. 交付場所名 項目長、20. 交付場所名 外所名 外所名 外方数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所 項目長、22. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 列目長、26. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所の 項目長、30. カード送付場所に、31. カード送付場所は所、31. カード送付場所は所、32. カード送付場所は所、31. カード送付場所は所、32. カード送付場所は所、32. カード送付場所は所、33. 対象となる人数、34. 対の下電話番号、33. 対象となる人数、34. 対の下電話番号、33. 対象となる人数、34. 対の下電話番号、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民第コード、39. 氏名 漢可目長、40. 氏名 漢項目長、41. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字数、42. 氏名 かな項目長、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性	事後	住民基本台帳法施行令等の 一部を改正する政令(平成31 年4月17日政令第152号)が 公布されたため。
------------	---	--	---	----	---

令和5年1月6日	I 特定個人情報ファイルの概要 1.住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消 去 保管場所	電子錠にて入退室管理を行っている本市サーバー室に設置したサーバ内に保管している。本市サーバー室への入室は管理者の許可を受けなければ、入室できない。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証を行い、操作資格者を限定している。  〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<本市が契約するクラウドサービス利用における措置> ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。 ・データセンターとは専用線にて接続。 ・データセンターとは専用線にて接続。 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館といまでは、サーバー室を厳重に管理する。②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース上に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	クラウドサービス利用による変 更
令和5年1月6日	I 特定個人情報ファイルの概要 2.本人確認情報ファイル 3.送付先情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消 去 保管場所	電子錠にて入退室管理を行っている本市サーバー室に設置したサーバ内に保管している。本市サーバー室への入室は管理者の許可を受けなければ、入室できない。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証を行い、操作資格者を限定している。	<本市が契約するクラウドサービス利用における措置> ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。 ・データセンターとは専用線にて接続。 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。	事前	クラウドサービス利用による変 更

令和5年1月6日	Ⅲ リスク対策 1.住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 その他のリスク及びそのリスク に対する措置	・電子計算機は電子錠により入室管理がされているサーバ室に設置している。 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。・サーバ室の電源供給が断たれた場合においても、無停電電源装置および自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。・届出書は鍵付きの書庫に保管している。・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	る		クラウドサービス利用による変更
----------	--	---	---	--	-----------------

	Ⅲ リスク対策 2.本人確認情報ファイル 3.送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 その他のリスク及びそのリスク に対する措置	・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。 ・届出書は鍵付きの書庫に保管している。  〈本市が契約するクラウドサービス利用における措置〉 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。 ・データセンターとは専用線にて接続。 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	事前	クラウドサービス利用による変 更
令和5年2月6日	15,7 — 1.9	転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人 番号カードが提示された場合、当該個人番号 カードを用いて転入処理を行う。	個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)。	事前	法令改正に伴う変更

令和5年12月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	に関する法律の規定による個人番号及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任	交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下、「個人番号カード命令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に	事後	法令等の改正による
令和5年12月4日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情	5日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届)	事後	

令和5年12月4日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	条、12条、13条、14条、16条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の2、45条、47条、48条、49条、49条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2の2、59条	22条の3、22条の4、23条、24条、24条の 2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、 31条、31条の2の2、31条の3、32条、33 条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、 43条の3、43条の4、44条の5、45条、47 条、48条、49条、49条の2、53条、54条、55 条、56条、57条、58条、59条、59条の2の 2、59条の2の3、59条の3 (情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報	事後	法令等の改正による
令和5年12月4日		環境生活部戸籍住民課、各総合支所生活福祉 課(二見·小俣·御薗)	環境生活部戸籍住民課	事後	
令和5年12月4日	2. 基本情報	番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が	されている。	事後	法令等の改正による

					_
令和5年12月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名3. 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第23条の2 (個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令 に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送 付先の情報) :機構に対し、個人番号カード命令第23条の2 (個人番号通知書及び個人番号カードに関し機 構が処理する事務)に基づき個人番号通知書 及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知 書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録 する必要がある。	事後	法令等の改正による
令和5年12月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名3. 送付先情報ファイル3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的※	知書及び個人番号カードに関し機構が処理する 事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請 書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を 行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申	個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令等の改正による
令和5年12月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名3. 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体使用部署	1号信任 计部 口 排化 巴里	環境生活部戸籍住民課、各総合支所生活福祉 課(二見·小侯·御薗)	事後	
令和5年12月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑤使用方法	請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基シス	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令等の改正による

令和5年12月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名3. 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠		個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	法令等の改正による
令和5年12月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令等の改正による
令和5年12月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名3. 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑥提供方法	[〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	
令和5年12月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名3. 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに 個人番号の通知対象者が生じた都度提供す る。	事後	
令和5年12月4日	(別添1)特定個人情報ファイ ル記録項目 (1)住民基本台帳ファイル ①住民票記載項目		、58. 旧氏 漢字、59. 旧氏 ふりがな	事後	
令和5年12月4日	(別添1)特定個人情報ファイ ル記録項目 (1)住民基本台帳ファイル ③その他記録項目		、31. ローマ字 氏名、33. ローマ字 旧氏	事後	

市和5年12月4日	1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定 規定の内容	・個人情報の保護の里安性を認識し、事務の美施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。 ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことの他、個人情報の保護に関し必要な事項及び伊勢市個人情報保護条例第56条から第62条までの担党に該当した場合は罰則の適用が	【既存住基システム保守業務委託】 ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。 ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことの他、関人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律においては罰則の適用があることを周知するものとする。	事後	伊勢市個人情報保護条例の 廃止による
令和5年12月4日	クシステムを通じた提供を除		番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) の各規定に基づき厳格な運用を行う。	事後	伊勢市個人情報保護条例の 廃止による
令和5年12月4日	<ul><li>Ⅲ リスク対策</li><li>1. 特定個人情報ファイル名</li><li>1. 住民基本台帳ファイル</li><li>8. 監査</li><li>実施の有無</li></ul>	[ ]内部監査	[〇]内部監査	事後	

令和5年12月4	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 2. 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 日扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定 規定の内容	・すべてのシステム環境(本番環境・保守環境・開発環境)において、セキュリティ対策は万全の対策を行うこと。・受託者(退職者等を含む)は、本委託業務において知り得た情報(周知の情報を除く)を本委託業務の目的以外に使用してはならない。さらに、そのために必要な措置を受託者にて講ずること。・業務の遂行にあたっては、伊勢市個人情報保護条例をはじめとする関係法令を順守し、業務及び業務処理ト知り得た事項を第三者に漏ら	開発環境/において、セキュリティ対策は万宝の 対策を行うこと。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		伊勢市個人情報保護条例の廃止による
令和5年12月4	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 2. 本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワー ウシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルールの 遵守の確認方法	システム上担保される。 ・番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に難に対	・相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報提供はなされないことがシステム上担保される。 ・番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	事後	伊勢市個人情報保護条例の廃止による

令和5年12月4日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 2. 特定個人情報の提供・移転の提供・移転の提供・移動が表示のでは、対した提供を表示した。) 特定個人情報の提供・移転のとのでは、を記された。) 特定の人情報の提供・移転のというできる。 は、表示におけるそのリスクに対する措置	・認証できない相手先への情報の提供はなされない。 ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得られた結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置。システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォータに対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更場に住所以外の更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更場に住所以外の更新が行われようとした場合や、更新が行われようとした場合や、更新が行われようとした場合や、更新が行われようとした場合や、更新が行われようとした場合や、更新が行われようとした場合や、可能とする更易ができるため、認証でが出まることをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証でがシステム上担保される。	事後	
令和5年12月4日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	ト受託者(退職者等を含む)は、本委託業務において知り得た情報(周知の情報を除く)を本委託業務の目的以外に使用してはならない。また、	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。 ・すべてのシステム環境(本番環境・保守環境・開発環境)において、セキュリティ対策は万全の対策を行うこと。 ・受託者(退職者等を含む)は、本委託業務において知り得た情報(周知の情報を除く)を本委託業務の目的以外に使用してはならない。さらに、そのために必要な措置を受託者にて講ずること。 ・業務の遂行にあたっては、関係法令を順守し、業務及び業務処理上知り得た事項を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。	五任	伊勢市個人情報保護条例の 廃止による

令和5年12月4日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供を外クシステムを通じた提供を験く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	事後	
令和5年12月4日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。 ・届出書は鍵付きの書庫に保管している。 <本市が契約するクラウドサービス利用における措置> ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。 ・データセンターとは専用線にて接続。 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。	事後	

令和5年12月4日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による請求 書の提出により請求する。手続きについては、 伊勢市個人情報保護条例による。	本人確認書類の提示及び指定様式による請求 書の提出により請求する。	事後	伊勢市個人情報保護条例の廃止による
令和5年12月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 別紙1	No.36項77 提供先における用途:雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの No.45項97 提供先:都道府県知事又は保健所を設置する市町村 No.57項116 提供先における用途:子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの No.58項120	No.45項97 提供先:都道府県知事又は保健所を設置する市の長 No.57項116 提供先における用途:子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の修正
令和5年12月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 別紙2	項15 生活保護法による保護の決定及び美施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 項16 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 項30 国民健康保険法(昭和三十三年法律第五十二日)による保険金はの支給及は保険	項15 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの項16 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業税の関する場合に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの項30 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の修正

I 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 別紙2	律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの項49 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、健妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療の給付若しくは養育要する者で定めるもの項59 高齢者の医療の確保に関する法律に関する法律の表後期高齢者医療給付の支給又は保険料ので定めるもの項63 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進配る後期高上た中国残留邦人等及の支援に関する法律による支援をの支援に関する法律に関する事務であって主務省令で定めるもの項94 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事	訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの項59 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの項63 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国在留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務で	事後	根拠法令の修正
--	--	--	----	---------